

令和5年1月30日 開会

令和5年1月30日 閉会

令和5年第1回安八町議会 臨時会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

1月30日（月）

議事日程	1
議長及び出席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	1
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）	4
議第2号及び議第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）	7
議第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）	9
議第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）	12
議第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）	14
議第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）	17
閉会	18
会議録署名議員	19

令和5年1月30日（第1日）

議 事 日 程 (令和5年1月30日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第1号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第4 議第2号 令和4年度安八郡安八町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議第3号 令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議第4号 安八町情報配信サービスプラットフォーム構築業務委託契約の締結について
- 日程第7 議第5号 防災行政無線(同報系・移動系)デジタル化整備工事請負契約の締結について
- 日程第8 議第6号 安八町庁舎耐震補強改修工事請負契約の締結について
- 日程第9 議第7号 町道路線の認定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 渡 邊 明 博

○出席議員(10名)

1番 石原英一	2番 渡邊裕光	3番 傍嶋邦博
4番 坂 悟	5番 大平文雄	6番 西松 巖
7番 碓井昭夫	8番 岩田讓治	9番 山中美恵子
10番 渡邊明博		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副 町 長 岡田武史
教 育 長 青山桂子	調 整 監 水谷秀平
会 計 管 理 者 吉村 等	総 務 課 長 山田 靖
企画調整課長 大平共美	福祉課長兼 安八温泉所長 坂 和 由
建 設 課 長 河合 一	学校教育課長 小林洋臣

生涯学習課長兼 ハートピア安八館長	今 村 厚 士	住民環境課長	神 野 千 津
産業振興課長	堀 康 信	税 務 課 長	梅 村 明 広

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	田 中 弓	書 記	宇佐見 かおる
書 記	渡 邊 光 哲		

(開会時間 午後2時00分)

議長 本日の臨時議会、大変、議員の皆さん、御苦労さんでございます。

それでは、ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回安八町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、7番 碓井昭夫君、8番 岩田讓治君のお二人に指名いたします。

議長 日程第2、会期決定についてお諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

議長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 本日、令和5年第1回安八町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御参集を賜り、誠にありがとうございます。

議会の皆様に議決をいただきたい案件が生じてまいりましたので、臨時会をお願い申し上げた次第でございます。

本日提案させていただきます議案は、令和4年度一般会計補正予算、水道事業会計補正予算、公共下水道事業特別会計補正予算の補正予算3件、庁舎耐震補強改修工事請負契約などの契約の締結についてが3件、町道路線の認定1件の計7件でございます。

詳細につきましては、担当課長よりこの後説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上、各議案について十分御審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 日程に入る前に、一言だけお伝えをしたいと思います。

今コロナの関係も第5類に入ろうとしておりますので、提案説明につきましてはマスクは自由といたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。パーティションがありますので、私も先ほどからマスクを取って進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、日程第3、議第1号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の1ページをお願いいたします。

議第1号につきまして、御説明申し上げます。

議第1号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）。

令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,488万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ69億8,197万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年1月30日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正、単位は1,000円でございます。

3ページが歳入、4ページが歳出でございます。

いずれも補正前の額69億708万8,000円から7,488万4,000円を増額し、69億8,197万2,000円とするものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

事項別明細の2の歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明させていただきます。

5 ページの上段、款項目とも地方交付税、補正額、増額の4,508万4,000円でございます。これは令和4年度分の普通交付税の再算定による額の確定によるものでございます。

1枚はねていただきまして、6ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

歳出のうち、最初に全庁的に関係いたします公共施設の燃料費や光熱水費、電気代の補正の関係につきまして御説明申し上げます。

昨年9月議会定例会で、一般会計補正予算（第3号）によりまして、この燃料費や光熱水費、電気代の補正予算をお認めいただいたところでありませう。しかしながら、いまだに原油価格の高止まりや物価の高騰なども続いており、今年度末までに燃料代、こちらはやすらぎ苑の燃料代でございますが、電気代の予算不足が見込まれますので、全庁的な公共施設といたしまして、役場庁舎、町内に設置しております街路灯、安八温泉、それからこども園、やすらぎ苑、結の郷の放課後児童クラブ施設、それからハートピア安八、北部公園、給食センター、総合体育館の電気代が不足することが見込まれておりますので、再度お願いするものであります。

そこで、議案書の6ページから9ページまでの節区分10の需用費の燃料費や光熱水費の関係につきましては、燃料費で10万7,000円、それから光熱水費、電気代で1,143万6,000円の増額をそれぞれお願いするものでございます。これ以降の説明につきましては、省略をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

6ページの最上段であります。款、総務費、項の総務管理費、目の一般管理費、補正額、増額の22万4,000円でございます。節区分、負担金、補助及び交付金の補助金22万4,000円は地区行政執行経費であります。こちらは津村方地区の公民館に設置してありますエアコン設備が老朽化により故障しましたので、その設備更新に係ります事業費の3分の2を補助する地区集会所設置補助金であります。

次に、目を3つ飛ばしまして、目の財政調整基金費、補正額、増額の2,137万4,000円でございます。今回の補正に伴います財源調整のため、財政調整基金に積立てを行うものでございます。

次に、目のふるさと基金費、補正額、増額の2,200万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で寄附金2,200万円はふるさと寄附金でございます。こちらはふるさと納税サイトの増や返礼品の増により安八町へのふるさと寄附金の増額が見込まれるため、ふるさと基金に積立てを行うものでございます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、同じく6ページ、中段をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、補正額、増額の1,100万円。事業名、企画振興経費、節区分、役務費135万円。内訳といたしまして、通信運搬費64万6,000円、手数料70万4,000円、委託料、業務委託755万円、使用料及び賃借料210万円、これらはふるさと寄附金に対する返礼品及び送料、手数料、事務処理委託等を計上しているものでございます。

当初予算を上回りましたので、12月議会におきまして一般会計補正予算(第5号)にてお認めをいただいておりますが、さらに想定を上回る寄附があり、これに係る経費について補正をお願いするものでございます。

議長 住民環境課長 神野千津君。

住民環境課長 引き続き6ページ、最下段をお願いいたします。

項目ともに戸籍住民基本台帳費、補正額、増額の311万1,000円。財源内訳として、特定財源、国庫支出金311万1,000円は、個人番号カード交付事務費補助金でございます。節区分、職員手当等時間外勤務手当103万2,000円、委託料の業務委託207万9,000円は、国が実施中のマイナポイント第2弾の対象となるカードの申請期限が令和5年2月末まで延長されたことに伴い、ポイントの申込期限が今後延長されるため、12月より開設しておりますマイナンバーカード総合窓口の開設延長による時間外勤務手当と派遣業務2か月分の経費でございます。

議長 福祉課長兼安八温泉所長 坂和由君。

福祉課長兼安八温泉所長 議案書は7ページの最下段をお願いします。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、母子保健費、補正額、増額の563万2,000円。財源内訳の特定財源、国県支出金のうち、国庫支出金375万2,000円及び県支出金93万7,000円は、ともに出産・子育て応援交付金でございます。本事業は、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産、そして子育てでき

る環境を整備するもので、行政が一貫して相談に応じ様々なニーズに即した支援につなぐ、いわゆる伴走型の相談支援事業を行い、併せて経済的支援を健康教育相談事業として実施するものでございます。節区分の報酬2万3,000円は、事務処理業務を行う会計年度任用職員に係るものでございます。旅費の1,000円は、その会計年度任用職員の費用弁償でございます。役務費の通信運搬費8,000円は郵送代でございます。

ページを1枚はねていただきまして、8ページの上段、負担金、補助及び交付金の交付金560万円は、令和4年4月から令和5年3月末までに出産及び妊娠した方、見込みとして延べ112人でございますが、それぞれの区分ごとに5万円を交付するものでございます。

以上、議第1号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 それでは、本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第1号は原案どおり可決しました。

議長 日程第4、議第2号 令和4年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第3号）について、日程第5、議第3号 令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての2議案を一括議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の11ページをお願いいたします。

議第2号、議第3号の2議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、議第2号 令和4年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第3号）。

（総則）第1条、令和4年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第3

号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、第1款、水道事業費用、既決予定額1億9,771万6,000円、補正予定額297万円、計2億68万6,000円。

第1項、営業費用、既決予定額1億7,329万円、補正予定額297万円、計1億7,626万円。

令和5年1月30日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、13ページは水道事業会計予算実施計画、裏面の14ページは水道事業会計予算実施計画明細書で、単位は1,000円でございます。

14ページの明細書のほうで御説明を申し上げます。

款、水道事業費用、項、営業費用、目、原水及び浄水費、今回補正額297万円。節区分、動力費297万円は、上水道配水場の運転に係る電気料金でございます。料金の値上げに対応するための補正でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

議第3号 令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和5年1月30日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、17ページ、第1表 歳出予算補正、こちら、単位は1,000円でございます。

歳出でございますが、補正の額はなく現計予算の組替えをお願いする補正でございます。

裏面の18ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳出でございます。単位は1,000円でございます。

款項とも公共下水道費、目、公共下水道建設費、補正額、減額の389万円。

その下段、目、浄化センター管理費、補正額389万円。節区分、2行目の委託料、減額の40万円は、下水道台帳作成業務委託料に係る不用額、節区分、3行目の公課費、減額の360万円は、消費税納付額の確定による不用額でございます。節区分、上段の需用費、光熱水費11万円は、マンホールポンプ運転に係る電気料金。節区分、下段の需用費、光熱水費389万円は、浄化センター運転に係る電気料金でございます。電気料金の値上げに対応するため、委託料と公課費の不用額を減額し、不足が見込まれる需用費、光熱水費へ予算の組替えをお願いするものでございます。

以上、2議案につきまして御審議いただきますようお願いいたします。

議長 議第2号 令和4年度安八郡安八町水道事業会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第2号は原案どおり可決しました。

続きまして、議第3号 令和4年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第3号は原案のとおり可決しました。

議長 続きまして、日程第6、議第4号 安八町情報配信サービスプラットフォーム構築業務委託契約の締結についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の19ページをお願いいたします。

議第4号につきまして、御説明申し上げます。

議第4号 安八町情報配信サービスプラットフォーム構築業務委託契約の締結について。

次のとおり業務委託契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安八町条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和5年1月30日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 契約の目的、安八町情報配信サービスプラットフォーム構築業務委託。

2. 契約の方法、随意契約。

3. 契約金額、5,594万5,000円。

4. 契約の相手方、愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地、株式会社デンソー、取締役社長 有馬浩二。

業務委託概要につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の表紙、1枚はねていただきまして1ページをお願いいたします。

本件は、令和4年9月議会でお認めいただきました国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用しまして、令和2年4月から町民の皆さんへサービスを開始いたしました情報配信アプリ「あんぱちナビ」の機能拡充を行うものであります。

具体的には、高齢者や外国人、また観光客、自主避難者等の情報弱者に対しまして、災害情報や避難情報等の情報伝達を正確かつ適切に情報提供できるタブレットやスマートフォンを活用するパーソナライズ情報配信サービスプラットフォームを整備、また運用し、住民の皆さんなどに適切な情報伝達や避難支援につなげていきたいと考えております。

また、防災機能だけでなく高齢者などの見守りや、子育て世代へのウェブ電話相談など、利用者とサービスをつなぐICTサービスプラットフォームを構築し、API連携などによりまして今後のオンライン申請や外国人居住

者に対する多言語対応など、利用者のニーズに合わせた機能の追加提供を行う住民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

この事業につきましては、安八町情報配信サービスプラットフォーム構築事業と名づけて、防災だけでなく町全体の事業として取り組んでまいりたいと考えております。

今回の業務内容は、まずタブレット端末600台を導入いたします。そのうち300台はテレビ電話機能つきのものとなるものであります。導入するタブレット端末は、避難所となります公共施設に配備し、また災害時に情報提供者となっただきたい町議会議員の皆さん、また区長の皆さん、民生委員の皆さんなどの方に配付する予定でございます。

また、災害時に情報弱者となる高齢者の方々、いわゆる避難行動要支援者や要配慮者利用施設となります福祉施設等へのタブレットの配付なども行う予定となっております。

「あんばちナビ」の機能拡充といたしましては、表中の黄色の網かけで掲げてありますが、まず基本機能の分野では、主なものといたしまして情報配信の多言語対応で、英語、中国語、韓国語などに自動変換する機能であります外国語対応機能を整備いたします。

次に、システム連携の分野では、ホームページとの連携で新着情報や、昨年9月から10月にかけてアンケート調査結果でいただきました、町民の皆さんから御要望のありました気象情報の連携を図りながら注意報や警報の自動配信ができるようシステムを構築してまいります。

また、防災機能の分野では、災害現場での写真を撮影し投稿する機能、災害情報投稿機能や、避難所の開設状況などの情報を集約する避難所支援機能を整備いたします。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議第4号について、提案説明を行っていただきました。

本件について、質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第4号は原案のとおり可決しました。

議 長 日程第7、議第5号 防災行政無線（同報系・移動系）デジタル化整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 それでは、議案書の21ページをお願いいたします。

議第5号につきまして、御説明申し上げます。

議第5号 防災行政無線（同報系・移動系）デジタル化整備工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安八町条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和5年1月30日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 契約の目的、防災行政無線（同報系・移動系）デジタル化整備工事。

2. 契約の方法、随意契約。

3. 契約金額、1億4,284万6,000円。

4. 契約の相手方、岐阜県大垣市加賀野4丁目1-10、中央電子光学株式会社大垣支店、支店長 伊藤直樹。

工事内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の3ページをお願いいたします。

本件は、令和元年度から進めてきております安八町防災行政無線デジタル化整備計画に基づく整備工事であります。

構成図を御覧いただきたいと思えます。赤枠で囲ってある部分が、令和元年度から事業を実施し令和4年度で完了する部分になるものでございます。

これまでに、令和元年度から防災アプリ、これは「あんぱちナビ」のことでありますが、その開発をはじめ令和2年度、令和3年度におきまして防災行

政無線（同報系）デジタル化、こちらは親局の整備でございますが、その関係であったり、また屋外拡声子局、これは屋外スピーカーの関係でございますが、その増設、また整備を進めてまいりました。

また、右側にあります安八町内における屋外拡声子局増設の設置におきましては、屋外スピーカーの設置を既設の4か所、こちらは3小学校の付近、また総合体育館のほうに既設にあったものでございますが、増設の4か所、にぎわい広場やふたばこども園、森部こども園のそれぞれの付近、またアクセス広場の付近に設置いたしました。全体で8か所となり、令和4年度から運用を開始いたしました。

最終年である令和4年度につきましては、黄色の枠で囲ってある部分ですが、戸別受信機の更新等12月議会最終日の全協でも御説明させていただきましたが、追加事業となりますが、屋外スピーカーによる屋外放送が聞こえづらい、また聞こえにくい地域として安八町中地内に屋外スピーカーの増設1か所、こちらは中コミュニティセンター付近で設置したいと考えております。

次に、構成図の右下にあります青枠で囲ってある部分につきましては、先ほどの議第4号で御説明させていただきました「あんぱちナビ」の機能拡充を行うものであります。

次に、整備機器の一覧を御覧いただきたいと思います。

今回の整備内容は、まず中地内におきまして屋外スピーカーの増設を1か所行うものでございます。

それから、行政側から一方的に町民の皆さんへ情報を配信する無線システムで、資料の右下の写真にありますような防災行政無線（同報系）の戸別受信機2,000台を整備いたします。

また、同報系に対しての移動系の設備機器といたしまして、役場に設置予定の基地局整備をはじめ、資料の右下の写真にありますような災害発生時などに使用する消防車両や、職員が所有する携帯無線機等の防災行政無線の移動系について整備を進めてまいります。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 議第5号について、質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第5号は原案のとおり可決しました。

議 長 日程第8、議第6号 安八町庁舎耐震補強改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 それでは、議案書の23ページをお願いいたします。

議第6号につきまして、御説明申し上げます。

議第6号 安八町庁舎耐震補強改修工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安八町条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和5年1月30日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 契約の目的、安八町庁舎耐震補強改修工事。

2. 契約の方法、指名競争入札。

3. 契約金額、5億3,350万円。

4. 契約の相手方、岐阜県大垣市神田町2丁目55番地、T S U C H I Y A・高田特定建設工事共同企業体、代表者 T S U C H I Y A株式会社、代表取締役社長 土屋智義。

工事内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の5ページをお願いいたします。

安八町庁舎耐震補強改修工事の概要説明資料でございます。

表紙、1枚はねていただきまして、6ページをお願いいたします。

役場庁舎の立面図でございます。上段が改修前、下段が改修後でございます。また、左側半分が東側から、右側半分が北側からの立面図となっております。

まず北庁舎の屋上にあります赤枠で囲ってあります望楼棟の部分であります。これを耐震性不足、重量を下げるため撤去いたします。

次に、北庁舎並びに南庁舎ともに外壁がタイル張りとなっておりますので、その落下防止のため、透明のウレタン樹脂剥落防止工法にて落下防止措置を行うものであります。

また、本資料の右下にございます北棟の北側立面図には、斜めの耐震ブレースを設置いたしまして、北庁舎全体の耐震性を強化いたします。

続きまして、7ページをお願いいたします。

上段が改修前、下段が改修後でございます。

南棟の南側立面図となるものでございます。こちらも同じく外壁タイルの剥落防止を行うものでございます。

1枚はねていただきまして、8ページをお願いいたします。

庁舎1階の平面図でございます。赤文字のところが改修部分となるものでございます。

まず全庁的に、執務室等における電気のLED化等、北庁舎のトイレの洋式化、それから紫色で記載しておりますが防犯カメラを設置いたします。また、エレベーター前には遮煙シャッターの設置等、各玄関には休日や夜間等の出入りに際しまして遠隔ロックができるシステムを導入いたします。また、全館的に防水工事のやり直しを行うものでございます。

その他の工事につきましては、こちらの図面の左上から順に御説明させていただきます。

まず一番北西角の控室につきましては、現在、発電機が設置されておりますが、発電機については移設をいたします。こちらは後ほど説明させていただきます。

機械室の東側の内壁部分については耐震壁を設置いたしまして、その下の宿直室については壁紙の張り直しを予定しております。

続きまして、その右側でございますけれども、機械室の右側でございますが、それぞれ職員の更衣室がございます。女子更衣室のところには耐震壁を設置し、女性の職員数も増加したことから拡張をいたすものでございます。それに伴いまして、男子更衣室の東側にありました休憩室を廃止いたしまして、男子更衣室の改修をいたします。

北庁舎の玄関先、北玄関付近にはスロープを設置するものであります。また、北玄関付近のトイレにつきましては洋式化、また現在1階のコピー室でございますが、一部多目的トイレの設置を行います。残りの部分をコピー室として使うものでございます。

次に、右に進んでいただきまして、税務課内の書庫でございます。耐震性向上のため、こちらにも書庫内に耐震壁の設置が必要となっておりますので、耐震壁を設けるものでございます。

1階庁舎東玄関、階段のところには手すりを設置いたします。

続きまして、9ページをお願いいたします。

庁舎2階の平面図でございますが、こちら赤文字のところは改修部分となっております。左上のほうから御説明させていただきます。

建設課の執務室北側にありますコンピューター室ですが、現状において手狭になってきたため拡張いたしまして、その右側の書庫のところの部分についてはそれに伴う改修を行います。また、その下の建設課については、OAフロアへの改修をいたします。こちら庁舎2階のトイレにつきましても、改修を行うものでございます。

トイレの南側の会議スペースにつきましては、旧喫煙スペースの撤去を行うものでございます。

また、その東側の産業振興課内につきましてもOAフロアへと改修をいたします。

右上の庁舎北東角のところにつきましては、物置の天井の張り替えを行うものであります。

次に、1枚はねていただきまして、10ページをお願いいたします。

こちら庁舎3階の平面図でございますが、こちら赤文字のところは改修部分となっております。左上から御説明させていただきます。

3階会議室の北側の倉庫については、天井の張り替えを行いまして、その下のこの議場でございますが天井の張り替え、またエアコン設備の改修を行う予定としております。また、トイレの洋式化と、その下の議会事務局につきましてもOAフロアの改修をいたします。

続きまして、11ページをお願いいたします。

11ページでございますが、庁舎敷地の全体平面図でございます。図面左下

の商工会館北側のところでございますが、高圧受電設備、いわゆるキュービクルと先ほどの発電機をこちらのほうに新たに設置するものでございます。

庁舎全体を囲った赤線の枠でございますが、工事期間中の仮囲いの予定であるものでございます。

完成につきましては、令和6年3月末を予定としております。また、工事に伴う執務室の変更につきましては、工事着手により前後することもあります。工事の進捗に合わせまして本年2月の下旬から完成年度内の予定としております。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 議第6号について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第6号は原案のとおり可決しました。

議長 日程第9、議第7号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の25ページをお願いいたします。

議第7号につきまして、御説明申し上げます。

議第7号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和5年1月30日提出、安八郡安八町長。

27ページをお願いいたします。

新たに認定する路線は、整理番号1. 路線名、城4号線、起・終点、氷取字城1149番5地先から1204番1地先まで、延長87.4メートル、幅員は3.2から6メートルでございます。

裏面の28ページは、新規路線網図でございます。

本件は、名森小学校の西側、氷取字城地内におきまして家屋の建築に当たり建築相談に応じていたところ、家屋や小学校に隣接する町道は存在しますが道路認定がされていないことが判明いたしました。よって、町道の路線認定をお願いするものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 議第7号について、質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第7号は原案のとおり可決しました。

以上で、本臨時会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもって、令和5年第1回安八町議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時間 午後2時47分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年1月30日

議 長 渡 邊 明 博

議 員 碓 井 昭 夫

議 員 岩 田 讓 治